

平成 29 年度第 1 回玉名市自治基本条例推進委員会会議録要旨

1 日時：平成 29 年 7 月 26 日（水）14 時～16 時

2 場所：玉名市文化センター3 階 大研修室

3 出席者：

【委員】江田委員、澤田委員、浦田委員、児玉委員、立川委員、西田委員、松井委員、松木委員、松田委員、本山委員

【市】高寄市長、瀬崎総務部長、福島企画経営課長、塚本審議員、廣川企画係長、大磯参事

4 内容

(1) 開会

(2) 委嘱状交付

(3) 市長あいさつ

玉名市自治基本条例推進委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この度は、本委員会の設置にあたり、皆様方に於かれましては、快く委員へのご就任をいただき、厚くお礼申し上げます。また、日ごろから、いろいろな分野でご尽力いただき、改めて感謝申し上げます。

本市では、まちづくりの基本ルールを定めた「玉名市自治基本条例」を平成 28 年 10 月に施行しました。また、それを着実に推進するため、取り組むべき内容などをまとめた「玉名市自治基本条例推進アクションプラン」を本年 3 月に策定したところでございます。

地方分権が進む中、市はこれまで以上に自分たちのまちのことは自分たちで決めていくことが求められるようになってまいりました。

改めて申すまでもございませませんが、まちづくりは、市民一人ひとりの様々な活動によって支えられています。この条例により、市政に対する市民の役割や行政などの責務を明らかにすることで、市民の皆様の市政への参画がより促され、また、市民の皆様の意見がより反映された市民目線の市政運営に繋がるものと考えているところでございます。

この自治基本条例は、「自治体の憲法」とも言われており、市の最高規範としての位置づけとなります。大変重要なものとなりますが、皆様には、この条例を推進するにあたり、忌憚のないご意見をいただきまして、これまで以上に市民や議会、行政が一体となって、よりよいまちづくりを進めていくことができると考えているところでございます。

結びに、今後とも委員の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げますとともに、委員

各位のご健勝を心から祈念申し上げまして挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

(公務のため、市長退席)

(4) 委員長及び副委員長の選出

委員長に澤田委員、副委員長に立川委員を選任。

(5) 委員長あいさつ

皆さんこんにちは。ただいま委員長にご推薦いただきました熊本県立大学の澤田と申します。この自治基本条例策定の時にも参加させていただいておりますが、この自治基本条例ですが、市長のお話にもありましており、地方分権の時代に、自治体がいかに自治体の運営をしていくかが問われる時代になってきております。これまでの護送船団方式のような国や県が何とかしてくれる時代では無くなってきているということがあります。今盛んに地方創生ということで、地方独自のまちづくりということが言われておりますけれども、その中でも知恵を出す自治体と知恵を出さない自治体と、格差が著しいという発言もあっております。いかに自治体が自分たちで知恵を出していくかということが重要になってきているのです。

事前に事務局から資料を提示されていたかと思いますが、お読みいただきましたでしょうか。この条例は何も特別な内容が書いてあるのではございません。どれもこれも当たり前前の事が書いてあるわけですが、その当たり前前の事をきちんとルール化して、みんなでやっていこうというようなことが自治基本条例ということになります。それについて市はきちんとそれを推進しているかとか、市民の皆さんもこの自治基本条例に基づいて市に関わっているかどうか。そのようなことについて、皆様方と一緒に意見を交換させていただきたいと思います。これから自治基本条例推進委員会しばらく続きますけれども、皆様から色々な意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(6) 委員紹介・事務局紹介

委員及び事務局自己紹介

(7) 議題

①委員会の傍聴に関する要領について

—事務局より説明—

異議なし

②玉名市自治基本条例推進委員会について

—事務局より説明—

(委員)

委員会の議事録の作成と公開について説明をお願いしたい。

(事務局)

議事録は作成する。また、この会議自体は原則として公開するという事で考えている。

(委員長)

その議事録は、逐語という形となるのか、あるいはまとめた形になるのか。また、委員の名前を出すのか、あるいは、委員の質問、事務局答えというようなまとめ方になるのか。

(事務局)

議事録は、内容をまとめた形で作成することを考えている。また、委員の質問、事務局の答えというような形で記載し、また、どなたが出席したということは記載をする予定である。

③玉名市自治基本条例及び玉名市自治基本条例推進アクションプランについて

—事務局より説明—

(委員)

議題 2 資料の「玉名市自治基本条例推進委員会について」設置目的の中に、「自治運営の状況を把握し」とあるが、自治運営とは何を指しているのか。

(事務局)

平成 27 年度に自治基本条例を策定したが、自治基本条例は、自治体を運営するためにどういったことを行っていくべきというような、基本的な自治のルールを定めたもの。

「自治運営の状況を把握する」とは、自治のルールをどのように、またどのような形で進めていくのかというようなこと、状況を把握するというようなこと。そもそも自治基本条例というのは理念条例であるため 具体的にじゃあこれをこういうふうにするんですよというような条例とはなっていない。そのため、ここは総称して自治運営の状況をという書き方をしている。

具体的には、推進アクションプランに基づいて、この自治の運営がどのように行われているかというようなことを把握していくということが、一つの大きな委員の皆様方の役割ということになるかと思う。ただその前に、まだ周知徹底が行われていないので、周知を行った上で、これがどのように浸透しているかを見定めながら、状況を把握していきたい。

(委員)

今回初めて委員会に参加させていただいたが、仮に委員会の開催回数が年 2 回という中で、2 回のうち 1 回が条例などの説明だけで終わり、何を話し合っていくのか見えない。今日何を趣旨として集められたのか分からなければ、条例と推進アクションプラン

の説明だけで、何を議論する必要があるのかなというところがあったので。

(事務局)

今の委員のご意見は、ごもっともというふうに考えている。自治基本条例は、非常に幅広くしかも曖昧である。ただし、まずは委員の皆様方に自治基本条例というものがどういうものなのか、どういう意図で作られたのかということをご理解いただくのが本日の委員会の大きな趣旨の1つである。そしてこれを、市民皆様、若しくは市民と規定した皆様方にご理解いただかないと条例自体が機能しない。本日、まずは委員の皆様には条例について理解いただき、後ほど、市民への周知ということで「自治基本条例のしおり(仮称)」の説明を行うこととしている。

(委員長)

この自治基本条例推進委員会の役割ということで書いてあったが、この役割自体はずっと変わらずに在ることになる。ただし今回は、この委員会自体が初めてで、まずは委員の皆様はこの条例の中身を知っていただく、今回の委員会はそれを目的としている。それと、まず委員の皆様がまだよく知らないのと同様に、市民の皆様もこの条例をよく知っているとは言えない方が多いと思う。その方々の為に、どのように周知していくかということについても、後でまたご意見をいただきたい。

加えて、今回皆様方にこの条例をある程度ご理解いただいたという前提で、次回の委員会ではこの推進アクションプランなり、玉名市の自治が抱える課題についてご意見いただくということになっていくかと思う。毎回毎回、各会ごとに少しずつテーマを設定して皆様からご意見をいただきたいと考えている。会によっては、例えば玉名市の執行機関が今やっているやり方が自治基本条例に適合しているのかどうか、そういうご意見をいただくかもしれない。あるいは玉名市の市民の方々がこの自治基本条例に定められているようなそういった前向きな市民に本当になっているのかどうか、なっていないのであればどのような働きかけをして周知をしていけばいいのか、そういうことについてもご意見をいただくことがあるかもしれない。

今回は初回であるため、少し条例についてご理解いただくということに主眼においてやっている。

(委員)

今回の自治基本条例というものは、私は一応この玉名市の憲法というふうには受け取っている。従って、今後いろいろな条例あるいは規則等が出てくるとは思うが、それが条例第2条にあるように、「この条例の趣旨を尊重しなければならない」という表現がしてあるが、私は「抵触する、しない」というようなところまであってもいいんじゃないかと、条文を読みながら感じたところである。色々な決まりを作る場合には、ある程度きちっとしたものを作っていないと、曖昧なところがあると、まあいいだろうと、ここまですらいいだろうということになってしまうと思うので。これは、条例に抵触する、しないという表現に書き換えろということではない。この条例は、玉名市の大前提になる

と思うので、そこが曖昧だと、やはり今後出でくる条例、附随する規則が非常に曖昧になってくるという可能性があるのじゃないかと思う。

(事務局)

条例第 32 条で条例の見直しが謳ってある。この委員会の中で、このような文言がふさわしいんじゃないか、見直すべきというようなご意見が出ましたら、委員会の中で審議していきたいと思っている。

(委員)

次の会議の予定が 1 月となっているが、我々は普段どのような視点で、どのようなところに着目して次回会議まで過ごしたらいいだろうか。

(事務局)

条例第 28 条に地域コミュニティ活動について謳ってあるが、一人一人が自治基本条例の精神を持っていただいて、コミュニティ活動であったり、皆様方の色々な組織の中で、いろんな立場で、この自治基本条例というものを進めていただきたい。一人一人が進めていただければ、少しずつ浸透し、ひいては玉名市民みんなの自治の推進に繋がると考えている。

(委員)

地域コミュニティの話ではなく、全体の事についてお尋ねしている。我々委員は、特に何に着目したり、どういうことを議論したり、対応していかなければならないかということがやはりよく分からない。

(委員長)

委員の皆様のお不安はもっともだと思いますが、自分達は何をしていけばいいんだろうと考えられておられると思う。今回は条例について説明したばかりであるため、委員の皆様へのお願いは、自治基本条例を読み込んでいただき、まず一点目は、次回の会議までの間に、地域の情報について、行政あるいは住民、議会の状況と自治基本条例の趣旨というものが玉名市において合致しているのかいないのか、どれだけ地域の現状と自治基本条例が掲げる理念に差があるのか、それを今の段階で皆様方が自治基本条例を学んでいただいた上でもって注意をしてみたい。それを次回の会議の時に、玉名市の現状はこうだった、それを自治基本条例の理念に近づけていくためにはどうしたらいいのか、そういう検証をまずご自身方で是非次回の委員会までに行っていたらいいかと考えている。

もう一点が、今から説明する自治基本条例の周知の為のパンフレットについてである。条例の周知のためのパンフレットを作成、配布する予定にしているが、その周知がうまくいくのかどうか、どの程度効果を発揮していくかということ、周りの方にも聞いていただきたい。また、作成した後も、自治基本条例の周知が進んでいるのか、このパンフレットの活用が適切かどうか、そういうことについてもぜひ見ていただきたい。もちろん、今から皆様のご意見をいただいて理解しやすい良いパンフレットを作りたい

と思っているが、それが十分効果的な方法で活用されているのかどうか、そういうことも次回にはご意見いただき、それをもとにもっといい周知・活用方法などを少し検証させていただきたいと思う。今回はまずは自治基本条例の中身を学んでいただいて、その情報をもとに周囲、玉名市の周りをみていただくということを是非お願いできればと考えている。

(委員)

推進アクションプランの15ページ危機管理に関してだが、課題の中に、「消防団員の確保が難しい。」という表現がある。これに対して取組事項には、消防団員の確保についての記載がない。これは全部書くのは無理かもしれないが、そのへんの記載をもう少し変えた方がいいのではないかと思う。

また、今ご存知のように国際社会ということでもあるが、その国際社会における連携等の記載が条文になかった。玉名市はクラリダ市や瓦房店市などの友好姉妹都市との交流も進んでいるが、その辺も考慮されて今のような形になったのだろうか。

(委員長)

消防団の記載は、これは提案ということですね。後は国際交流についての記載についてはどうなっているかということですね。

(事務局)

国際交流については、平成27年の検討委員会で委員の皆様12名で検討していただき、その中で、国際交流について入れるか入れないかということを経験いただいた。その結果として、委員会の中では、この条例の中に入れるのは適切ではないという結論に至った。ただ、北海道のいくつかの自治体では国際交流という文言を入れている所もあるが全体的には少ない。

(委員)

具体的に事業等どうのこうのではなくて、やはり今から子どもたちとか、国際社会での役割とか当然必要になってくるので。その辺についても具体的なアクションプランでなくても、本市の基本となる条例でもあるし、なにか文言的に一言でも記載ができたらいいいのかなど。

(委員長)

意見はどんどん出していただいて構わない。その意見についてもきちんとあげていき、また見直しの時にどういう文言がふさわしいのか、時代変化によって入れるべきものも出てくるかもしれないので、そういう点についてもどんどん言っていただきたい。次の改正の時にフラッシュアップされていくと思うので。

④「自治基本条例のしおり（仮称）」について

—事務局より説明—

(委員)

よく全戸配布でパンフレットなどが回ってくるが、全戸配布じゃなくてもいいんじゃないかなと思っている。欲しい方には、講座とかで学べるところで渡せばいいと思う。ただ全家庭は見ない所も多い。見た方がいいとは思いますが、あれば見るというものじゃない。渡す機会があって、その時に渡した方がいいと思う。ちょっと勿体ないかなと思う。

(委員)

私も同じ意見だ。行政側としては配っちゃったで終わりだと思うが、これを配ってからの効果というのはどこで検証していくのかということも考えられて配られた方がいいのかなと思う。せっかくこれがあるって配るんだったら見ていただけるということと、理解していただくという必要がある。ぜひホームページとかで、例えば中身のアクセス数の変化をみたりとか、例えばQRコードを使ったりとか、現代のデジタルの利用というのも含めてこの作り方を考えて欲しい。家庭に送られてきても見ないと思う。文章だけというのは、たぶん分かっているのにやっちゃってペーパーが無駄になるんじゃないかなと思うので、手法は考えられた方がいいんじゃないかなと思う。

(委員長)

『「玉名市自治基本条例のしおり（仮称）」レイアウト案』の5ページの条例の構造だが、構造だけ見せられても分からないと思う。条例の構造は構造でいいと思うが、ここではこういうことを言っていますとか、こういうことをされてますみたいな吹き出しをつけるとか。そういった工夫をしていただければと思う。

(委員)

しおりではなく条例第18条の文言のことについてだが、1行目の「市民が積極的に参加できるように」ということだが、これは参画ではなく、やはり参加がいいのかな。前後の文脈から参画かなと思うのだが。

(事務局)

そこは確認をしたいと思う。ありがとうございます。

(委員)

第26条第2項の参画の権利について、「市民は、まちづくりに当たっては、公共の福祉、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。」とあるが、参画の権限の中に、「配慮しなければならない」という文言があるのは適切だろうかどうだろうかと思う。「配慮しなければならない」ということであれば、参画の権利ではなく、これは義務の方なんじゃないかなと思う。権利の中に配慮するというのは、ちょっとよく分からない。

(委員長)

確かに権利という条文の中に、何々しなければならないという責務が入っている。これは本来ならば、第26条第1項「参画する権利を有する。」というのが権利の規定で、第2項はどちらかというけど但し書きのような感じで付いたものだと思う。ただおっしゃ

るとおり、「参画の権利」という形で公文に書いている以上、権利ということでもいいのかという話が当然あると思うので、場合によっては権利、責務みたいな形の方がいいかもしれない。それも踏まえて見直し等かけていきたいと思う。見直しは少し先の話になるが、そういう項目は全整理しておいて、一括してまた審議を行っていききたい。

それでは時間がありますので、しおりへの意見を後日事務局まで各自提出をお願いしたい。周知方法や、もっとこうの方がいいとか、あるいは今みたいに印刷物が多すぎるとかそういうのも結構ですので、ぜひお願いをしたい。

⑤その他

- ・『「自治基本条例のしおり（仮称）」へのご意見』は、8月10日までに事務局へ提出。
- ・2回目の委員会は、来年の1月中旬頃を予定。

8 閉会